



「著作権の関節侵害について」
～いわゆるカラオケ法理～

弁護士 柳澤 美佳
ダイソン株式会社勤務

1 著作権侵害の民事的救済方

- (1) 差止請求（著作権法 112 条）
- (2) 損害賠償（民法 709 条）
- (3) 不当利得返還請求（民法 703 条）
- (4) 名誉回復措置請求（著作権法 115 条）

2 差止請求

- (1) 著作権法 112 条 1 項

「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その**侵害の停止又は予防を請求**することができる。

- (2) 同条 2 項

「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の**侵害の停止又は予防に必要な措置を請求**することができる。」

- (3) 被請求者

・著作者人格権、著作権、版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者。

なお、113 条の「侵害とみなす行為」の行為者も同様。

・故意・過失という主観的要件は不要。

但し、113 条については「情を知って」という主観的要件を必要とするものあり。

- (4) 教唆・幫助者

ア 著作権の間接侵害

112 条 1 項では、侵害する者またはそのおそれのある者に対して差止め請求できると規定されているが、侵害する者とは誰を指すのか、という人的範囲については明確な規定はない。

直接的に侵害する者以外の者（教唆・幫助者）に対する差止請求等の可否は、一般的には『間接侵害』と呼ばれている問題である。

間接侵害は以下の 3 つに大別できる。

- ㉠ 侵害物品の譲渡、所持、貸与、輸入等のように、侵害を拡大させる行為
- ㉡ 侵害の施設・場所や機器等の提供のように、侵害を助長する行為
- ㉢ プロバイダーのように、侵害物を拡散する行為

㉠については、113 条において一定の行為につき侵害とみなすと規定され、差止請求が認められている他に、刑罰規定も置かれている。これ以外にも、自動複製機器を使用させる行

為（119条2項）と、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置・プログラムの譲渡・貸与等（120条の2第1号）の両者については刑事罰が規定されており、これらも一種の間接侵害を防止する規定とみることもできる。

それに対して㊸ ㊹については規定がない。

イ「カラオケ法理」とその発展

① クラブ・キャッツアイ事件（最判昭和63年3月15日判時1270号34頁）【資料①】

スナックにおけるカラオケ伴奏による客の歌唱について、物理的には直接的な侵害行為を行ってはいないスナックの経営者が、「著作権法の規律の観点から」その歌唱（演奏）の主体であるとして、演奏権侵害の責任を負うと判断した。

同判決は、著作物の侵害主体の判断は、規範的観点から、①著作物の利用を管理・支配しているかどうか（管理・支配性）、②著作物の利用による利益を得ているかどうか（図利性）、という2点を総合して行うこと、及び著作物を直接、物理的に利用しておらず、著作物の利用に間接的に関与しているにすぎない場合であっても、著作権侵害の主体として責任を負う場合があることを明らかにした。

このように、著作権法上の侵害主体の判断においては、規範的な観点から責任を負うべき主体を決定するとの考え方が同判決により定着し、いわゆる《カラオケ法理》と呼ばれるようになった。現在はこのカラオケ法理を前提に、侵害者の範囲を確定する作業を行うのが一般的となっている。

「原審の適法に確定したところによれば、上告人らは、上告人らの共同経営にかかる原判示のスナック等において、カラオケ装置と、被上告人が著作権者から著作権ないしその支分権たる演奏権等の信託的譲渡を受けて管理する音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図って利益をあげることを意図していたというのであり、かかる事実関係のもとにおいては、ホステス等が歌唱する場合はもちろん、客が歌唱する場合を含めて、演奏(歌唱)という形態による当該音楽著作物の利用主体は上告人らであり、かつ、その演奏は営利を目的として公にされたものであるというべきである。けだし、客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること（著作権法二二条参照）は明らかであり、客のみが歌唱する場合でも、客は、上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気を醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図したというべきであつて、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうるものであるからである。

したがって、上告人らが、被上告人の許諾を得ないで、ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により被上告人の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を歌唱させることは、当該音楽著作物についての著作権の一支分権たる演奏権を侵害するものというべきであり、当該演奏の主体として演奏権侵害の不法行為責任を免れない。」

② カラオケルームネットワーク事件（大阪地決平成9年12月12日判時1625号101頁）【資料②】

カラオケ法理を更に発展させ、カラオケボックス内での客の歌唱も経営者を侵害主体と

するに至ったもの。

カラオケボックスは、ボックス内での少人数による仲間同士の歌唱であり、客を手足として使っているという経営者の管理的要素はカラオケスナックよりも低いため、同判例はクラブ・キャッツアイ事件を若干進めたものと評価できる。

③ ヒットワン事件（大阪地判平成 15 年 2 月 13 日判時 1842 号 120 頁）【資料③】

カラオケ装置リース業者による飲食店へのリース行為は幫助であると認定した上で、侵害行為に準じる立場にあるとして、112 条 1 項の「著作権を侵害する者又は侵害するおそれのある者」に該当するとしたもの。

④ 録画ネット事件（東京地決平成 16 年 10 月 7 日返事 1895 号 120 頁）【資料④】

債務者が作成したテレビ番組録画のための共通のソフトウェアがインストールされているサーバー等をマンションの一部に設置し、各戸が録画予約の操作を行い、録画が行われ、ハードディスク内にファイルとして保存し、視聴できるというサービスを提供している債務者につき、管理・支配の程度と利用者の管理・支配などを比較衡量して、利用者による私的複製と認めることはできないとして、債務者を著作隣接権の侵害主体と認めたもの。

⑤ ファイルログ仮処分事件（東京地決平成 14 年 4 月 11 日判時 1780 号 25 頁）

ユーザー同士が無料で音楽ファイルを MP3 形式で交換できるサービスを提供している業者（ユーザの共有フォルダ内のファイルに関する情報をデータベースとして作成し、ユーザの利用に供しているだけ）について、音楽ファイルの送受信はユーザーのパソコンで直接行われるものの、管理支配性があること、業者は営業上の利益を得る目的があったことを根拠に、侵害主体と認めたもの。

以上